

### 静岡市自然の家条例の一部改正について

静岡市自然の家条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市自然の家条例の一部を改正する条例

静岡市自然の家条例（平成15年静岡市条例第278号）の一部を次のように改正する。

別表1 自然の家の宿泊棟の使用料の表を次のように改める。

#### 1 自然の家の宿泊棟の使用料

区分		使用料	
		宿泊（1人1泊につき）	日帰り（1人につき）
新館1階個室 （定員5人）	15歳未満の者（3歳未満の者を除く。）	540円	270円
	15歳以上の青少年（30歳未満の者をいう。）	1,080円	540円
	その他の者（3歳未満の者を除く。）	1,630円	810円
新館1階個室 以外	団 体 利	310円	150円
	15歳未満の者（3歳未満の者を除く。）及びその指導者		
	15歳以上の青少年（30歳未満の者をいう。）及びその指導者	620円	310円
	その他の者（3歳未満の者を除く。）	940円	470円
個 人 利	15歳未満の者（3歳未	310円	150円

用	満の者を除く。)		
	15歳以上の青少年(30歳未満の者をいう。)	620円	310円
	その他の者(3歳未満の者を除く。)	940円	470円

備考 中学校の生徒である者及びこれに準ずる者は、15歳未満の者の区分とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

##### (施行前の準備)

- 2 この条例による改正後の静岡市自然の家条例別表の規定に基づく自然の家の利用に係る許可の手續及びこれに伴う使用料の徴収その他の行為は、この条例の施行の日前においてもこれを行うことができる。